

## 借入れ申込みの手続きについて

「振興事業に係る資金証明書」の交付を希望される方は、下記の書類が必要になります。

提出書類	既営業者	新規開業	摘要
1.借入申込書	○	○	金融公庫所定の用紙
2.振興事業に係る資金証明書	○	○	所定の用紙
3.振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書	○	○	所定の用紙
4.工事・設備の見積書、平面図、関係図面、など	○	○	見積書、契約書などの宛名は借入申込書と同一であること。
5.契約書の写し		○	権利金、敷金、土地、店舗の買収等がある場合。契約に至っていないときは、仮契約書や物件の説明書でも可。ただし、敷金、権利金等の金額が記入されているもの
6.会社の登記簿謄本	△	△	法人の場合は必要です
7.決算書又は確定申告書の写し	○		法人は決算書（決算から6ヶ月を経過している場合は最近の試算表も必要です） 個人は最近2期分の確定申告書、申告決算書の写し
8.勤務期間証明書		△	新規開業で、「独立開業者」（下記※参照）に該当する場合、提出することで融資条件が有利になります
9.創業計画書		○	金融公庫所定の用紙
10.その他			

※ 新規に開業する方で、下記のいずれかに該当する方は「独立開業者」として融資条件が有利になります。従業期間の証明として「従業証明書」の提出が必要です。

- (1)現在、勤務している企業に継続して6年以上従事している方。
- (2)現在、勤務している企業の同業種に通算して10年以上従事している方。

上記書類を揃えられ、書類一式を組合（下記書類提出先）に郵送又はお持ちください。

書類確認のうへ、組合から日本政策金融公庫へ提出いたします。

書類受付後1週間程度で、日本政策金融公庫から申込者へ面談などについての連絡が届きます。

### <書類提出先>

〒810-0062 福岡市中央区荒戸 2-3-12 福岡県美容生活衛生同業組合

～ 書類の記入や提出について、お気軽にご相談、お問合せください ～

TEL 092-715-8211 ・ FAX 092-715-8777 担当：吉田・春木